

別表(第3条関係)
道路占用料金表

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510	
	第2種電柱		790	
	第3種電柱		1,100	
	第1種電話柱		460	
	第2種電話柱		730	
	第3種電話柱		1,000	
	その他の柱類		46	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270	
外径が1メートル以上のもの	550			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	910	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路			930	
地下に設ける通路			560	
その他のもの		910		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」と)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190

いう。)第7条第1号に掲げる物件	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	
	その他のもの		930	
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	910
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有期間が1年未満であるとき、又はその占有期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有期間が1月未満であるとき、又はその占有期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。